

赤坂溪間工事 訂正公告

令和8年2月6日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長
伊藤 公夫

令和8年2月4日付け公告した赤坂溪間工事の一般競争入札の公告内容について、訂正があるので公示します。

閲覧図書

工事請負契約書（案）の別紙2改正箇所

①（請負代金内訳書、工程表及び単価合意）

第3条

（誤）2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

（正）2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

（注） 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

②（請負代金額の変更方法等）

第25条

（誤）3 第1項及び第2項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日が通知されない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（正）3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当

該協議に関して受注者が第 60 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 61 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

③ （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条

（追加） 9 発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 60 条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第 61 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

以上